



あomorい産品学生応援プロジェクト

# 「Sachi たっぷりあomorいBOX お届け事業」のご案内

申込  
期間

令和 2年10月6日(火) >> 11月30日(月)まで

対象

本市出身の18歳以上で市内外の大学等に通う学生（保護者が本市居住）  
※大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校、予備校（社会人学生は除く）

## BOX内容

青森市産農水産品等詰合せセットA・B・Cの中から、1つ選択してください。

### 共通産品



A、B、C共通の  
産品として、米  
(まっしぐら  
2kg)、りんご、  
カシスジャム  
が入ります。

A

青森ふるさとショップ アイモリー



ほたてみそ汁、  
のつけ丼茶漬け(2個)、  
味噌カレー牛乳煎餅

11月上旬  
から  
発送開始!!  
from  
AOMORI CITY

B

アグリショップ ぶんべい

米(あさゆき2  
kg)、じゃがいも  
(2種類)、にん  
じん、黒にんにく、  
自家製味噌



C

道の駅なみおか アップルヒル



りんごジュ  
ース、焼き菓子セ  
ット、林檎ケー  
キ(2種類)、青  
天の霹靂リー  
フパイ

※A・B・Cの詰合せ内容は、予告なく変更となる場合があります。

新型コロナウイルスに負けずに  
学業に専念してほしいとエールを送るため、  
市産農水産品等を送付します。

青森市

Products enough : Aomori City



申込  
方法



オンライン申請及び郵送にて受付します。  
詳しくは、ホームページ又はチラシの裏面をご覧ください。

# 幸たっぷりあおもり BOX の給付申請について

## 1 給付の対象となる方

本事業の給付の対象となる方は、次のいずれにも該当する方とします。なお、市内の大学・短期大学・大学院の学生へ各大学等から別途ご案内します。

- (1) 保護者が青森市内に居住している者※1
- (2) 日本国内に居住する学生※2

※1学生等の生活を支えている主たる生計維持者とします。

※2国内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を除く）、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校（簡易に習得することができる技術、芸芸等を履修する自動車教習所等は除く。）に在学する学生とし、社会人学生を除く。

## 2 申請者

申請者は学生本人若しくは保護者とします。  
(1人につき1回を限度とする。)

## 3 申請方法

- (1) 提出していただく書類

- ①幸たっぷりあおもりBOX給付申請書

(※オンライン申請する場合は不要です。)

あおもり産品販売促進協議会ホームページ及び青森市ホームページからダウンロードできます。また、市役所各庁舎、各支所、各市民センターにも備えています。

【あおもり産品販売促進協議会ホームページ】

<http://aomorisanpin.jp>

【青森市ホームページ】

<http://www.city.aomori.aomori.jp/>

- ②保護者の住所を確認することができる書類等の写し

(書類の例)

免許証、保険証、アパート等の入居契約書、光熱水費の請求書・領収書・使用明細、公的機関等から住所地に届いた本人宛の通知等の写し等のいずれか

(注意点)

お名前と住所地の両方が記載されている書類を添付してください。

- ③学生であることを確認することができる書類等の写し

(書類の例)

学生証、在学証明等

- (2) 書類の提出方法および提出先

- ①郵送による申込み

申請書及び必要書類をあおもり産品販売促進協議会あてにお送りください。

この場合、封筒の表に「申請書 在中」と明記してください。

【あて先】

〒038-1392

青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

あおもり産品販売促進協議会

(あおもり産品支援課内)

- ②オンライン申請による申込み

【あおもり産品販売促進協議会申請フォーム】

<https://aomorisanpin.jp/form/>



## 4 応援物資の発送

申請書の内容を確認した上で順次発送します。

## 5 同意事項について

次の事項に同意の上、申請をしてください。

- ・協議会が応援物資を送るため、本事業の応援物資の梱包・送付を行う事業者へ送付先情報（氏名、住所、電話番号等）を提供すること。
- ・申請要件の該当性を審査するため、協議会の構成員である青森市が申請された学生情報及び保護者情報を共同で利用し、住民基本台帳との確認を行うこと。
- ・申請書類等は返却せず、事業終了後、速やかに消去すること。
- ・申請内容について、学生・保護者に確認する場合があります。
- ・応援物資の配達日時の指定はできないこと。
- ・応援物資の受取ができず、配送事業者における保管期間を経過し、協議会に返送されてきた場合、再度の発送はできないこと。

## 6 お問い合わせ先

あおもり産品販売促進協議会

(あおもり産品支援課内)

〒038-1392

青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1

TEL : 0172-26-6102

E-mail: aomorisanpin@gmail.com